

2015年9月25日

MMSニュース

吉富薬品株式会社

No. 129

「精神科医療情報総合サイトe-らぽ〜る <http://www.e-rapport.jp/>」を開設しています。

MMSニュースのバックナンバーも掲載しております。

本文（表紙含め）：8枚

■ 心理専門職の国家資格（公認心理師）について

第189回通常国会では、心理専門職（公認心理師）を国家資格化する議員立法の「公認心理師法案」が平成27年9月9日に可決・成立し、9月16日に公布されました。一部の規定を除き、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

公認心理師法案は、近時における国民が抱える心の健康の問題を巡る状況に鑑み、心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、公認心理師の資格を定め、もって国民の心の健康の保持増進に寄与しようとするものです。

MMSニュースNo. 129では、「心理専門職の国家資格化の経緯」及び「公認心理師法の概要」について紹介します。

I. 心理専門職の国家資格化の経緯

1964年	日本臨床心理学会を設立	
1982年	日本心理臨床学会を設立	
1988年	日本臨床心理士資格認定協会の設立⇒「臨床心理士」の認定を開始(2015年4月1日現在：29,690名認定)	
1989年	日本臨床心理士会(臨床心理士の職能団体)を設立	厚生行政による内閣立法を目指し、臨床心理技術者は「診療補助職」として検討されるも、医療心理師の国家資格化を主張する側と臨床心理士の国家資格化を主張する側で合意が成立せず、厚生省による内閣立法を2001年に断念
1990年	厚生省が「臨床心理技術者業務資格制度検討委員会」を発足させ国家資格化の検討開始	
1993年	全国保健・医療・福祉心理職能協会(全心協)を設立	
2004年	■医療心理師国家資格制度推進協議会(推進協)を設立	
2005年	①「医療心理師(仮称)国家資格法を実現する議員の会」を開催 ■臨床心理職国家資格推進連絡協議会(推進連)の設立 ②「臨床心理職の国家資格化を通じ国民の心のケアの充実を目指す議員懇談会」を開催	諸般の事情(医療団体側の反対等)により「二資格一法案」の国会上程に至らず
	①と②の合同総会で、国家資格に関する議員立法が検討され、「臨床心理士及び医療心理師法案」要綱骨子(二資格一法案)を承認	
2008年	日本心理学諸学会連合(日心連)が理事会で推進協と推進連の協議再開の働きかけを決議	
2009年	日心連、推進連、推進協による「三団体会談」を開始	
2011年	「心理職に国家資格を」と題する「三団体要望書」(一資格一法案)を発信	
2012年	■三団体主催の心理職の国家資格化を目指す超党派の「院内集会」を衆議院第一議員会館内で開催 ■自民党、民主党の心理職の国家資格化を推進する議員連盟を立ち上げ ■心理職の国家資格化を公約とする自民党・公明党の連合政権がスタート	
	一般財団法人 日本心理研修センターを設立	
2014年	【第186回通常国会】	6月16日「公認心理師法案」(一資格一法案)を衆議院に提出、継続審議
	【第187回臨時国会】	11月21日の衆議院解散のため審議されずに廃案
2015年	【第189回通常国会】	7月8日「公認心理師法案」(一資格一法案)を衆議院に再提出、9月3日衆議院可決、9月9日参議院可決・成立、9月16日公布

1. 日本臨床心理学会による国家資格化の動き

1964年に一般社団法人日本臨床心理学会が心理専門職の国家資格化等をめざして設立されましたが、1968年の第5回大会では「誰のための資格化か」といった議論がなされ紛糾しました。その後学会運営が混乱し、1970年前後には国家資格化推進派の多くの会員が退会する状況となりました。当時は「70年安保闘争」の時代で反権力闘争が盛んであったこともあり、心理専門職の資格問題も根本的な自己批判と見直しを迫られ、国家資格化の動きは事実上中断の状況となりました。

2. 国家資格化の活動再開と民間資格「臨床心理士」の認定

1982年に一般社団法人日本心理臨床学会が心理専門職の国家資格化推進派を中心メンバーとして設立され、国家資格化の活動が再開されました。ところが、いきなり国家資格化を実現するのは困難な状況であったため、国家資格化の一階梯として民間資格「臨床心理士」を認定する日本臨床心理士資格認定協会（設立母体：日本心理臨床学会を筆頭に16の心理学関係学会）が1988年に設立され、文部省（当時）より1990年に財団法人の許認可を得ています。2015年4月1日現在、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会は「臨床心理士」を29,690名認定しています。

「臨床心理士」の主な受験資格としては、以下の通りとなっています。

- 指定大学院（1種・2種）を修了し、所定の条件を充足している者
- 臨床心理士養成に関する専門職大学院を修了した者
- 諸外国で指定大学院と同等以上の教育歴があり、修了後の日本国内における心理臨床経験2年以上を有する者
- 医師免許取得者で、取得後、心理臨床経験2年以上を有する者 など

また、臨床心理士の職能団体として一般社団法人日本臨床心理士会が1989年に、臨床心理士を養成する大学院の組織として日本臨床心理士養成大学院協議会が2001年に、設立されました。臨床心理士関係4団体（一般社団法人日本心理臨床学会及び公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会、一般社団法人日本臨床心理士会、日本臨床心理士養成大学院協議会）は、国家資格化をめぐる4団体会談を14回（2009年～2015年1月）開催しています。

なお、現在では「臨床心理士」など20を超す心理専門職の民間資格を学会等が認定している状況となっています。

《学会等が認定している主な資格》

2012年2月現在

資格名	認定組織	創立年度	取得者数	主な取得要件	試験	更新制度
産業カウンセラー	日本産業カウンセラー協会	1971年	37,000人	大学卒	有	有
認定心理士	日本心理学会	1990年	35,400人	大学卒	—	—
臨床心理士	日本臨床心理士資格認定協会	1988年	23,005人	指定大学院修了	有	有
教育カウンセラー	日本教育カウンセラー協会	1999年	13,000人	協会指定条件+実践経験	有	有
学校心理士	学校心理士認定運営機構	1997年	3,800人	大学院修了	有	有
臨床発達心理士	臨床発達心理士認定運営機構	2001年	3,126人	大学院修了	有	有

3. 厚生省による心理職の国家資格化の検討

1990年に厚生省（当時）が「臨床心理技術者業務資格制度検討委員会」を発足させ、国家資格化の検討を開始しました。

1993年6月26日に医療・保健・福祉領域の臨床心理技術者の職能団体である「全国保健・医療・福祉心理職能協会」（全心協）が「臨床心理技術者業務資格制度検討会」に参加する心理職代表を中心メンバーとして設立され、国家資格創設の実現に向け活動を開始しました。

1994年4月に臨床心理技術者業務資格制度検討委員会の取りまとめが公表され、厚生科学研究精神保健医療研究事業「精神科ソーシャルワーク及び臨床心理技術者の業務及び国家資格化に関する研究」及び「臨床心理技術者の資格の在り方に関する研究」等に引き継がれました。

厚生省は国家資格創設に向けて2001年度末まで検討しましたが、臨床心理技術者は「診療補助職」（臨床心理業務は医行為に該当しうるものが存在する可能性が高い）として検討され、医療心理師の国家資格化を主張する側と臨床心理士の国家資格化を主張する側で合意が得られなかったため、内閣立法は断念することになりました。

4. 二資格一法案の頓挫

厚生省による内閣立法が断念された後は、医療領域での心理職の国家資格制度創設を目的とする「医療心理師国家資格制度推進協議会」（推進協）が2004年9月22日に発足し、議員立法での国家資格「医療心理師」の創設をめざしました。2005年2月24日に設立された「医療心理師（仮称）国家資格法を実現する議員の会」（医療分野での心理職国家資格（仮称・医療心理師）の議員立法を目指す議員連盟）は、3月31日の総会で「医療心理師法案要綱骨子案」を了承しました。

臨床心理職の国家資格を創設するために必要とされる活動を行う「臨床心理職国家資格推進連絡協議会」（推進連）が2005年に発足し、「臨床心理職の国家資格化を通じ国民の心のケアの充実を目指す議員懇談会」（臨床心理士の議員立法を目指す議員連盟）は2005年4月19日に設立され、「臨床心理士法案骨子」を了承しました。

医療心理師及び臨床心理士の国家資格化を目指す双方の議員連盟の代表者による協議の結果、7月5日に開催された「医療心理師（仮称）国家資格法を実現する議員の会」と「臨床心理職の国家資格化を通じ国民の心のケアの充実を目指す議員懇談会」の合同総会で、心理職の国家資格に関する議員立法が検討され、「臨床心理士及び医療心理師法案要綱骨子（案）」（二資格一法案）が承認されました。

ところが、二資格一法案は、「臨床心理士法案骨子」が急遽策定されこともあり、関係者間の調整が不十分であったため、医療団体の合意が得られなかったこと等により、小泉内閣の郵政解散（8月8日）と共に国会上程が見送られ、頓挫してしまいました。

5. 「三団体要望書」に端を発した心理専門職の国家資格化の動き

日本心理学諸学会連合（日心連）は、2008年12月23日の理事会で、推進協と推進連の協議再開の働きかけを決議しました。

■日本心理学諸学会連合 理事会の決議(2008年12月23日)

「日本心理学諸学会連合は、2資格1法案を支持する。国家資格の早期実現を図るために、心理学界の意見を集約し、協調・共存案の立案に至る事を目的として、日本心理学諸学会連合は、心理系、医療系各団体との折衝および国会議員等への働きかけに向けて動き出すこととする。なお、カリキュラムや資格の名称についてはさらに検討していくこととする。」

国家資格の早期実現を図るため、日心連の呼びかけで「三団体会談」（日心連、推進連及び推進協による資格問題についての会談）が2009年2月15日に開始されました。

三団体の構成団体			
日心連（日本心理学諸学会連合）		推進連（臨床心理職国家資格推進連絡協議会）	
産業・組織心理学会	日本自立訓練学会	西日本心理劇学会	日本精神分析学会
日本EMDR学会	日本心理学会	日本カウンセリング学会	日本電話相談学会
日本LD学会	日本心理臨床学会	日本学生相談学会	日本人間性心理学会
日本応用教育心理学会	日本ストレスマネジメント学会	日本家族心理学会	日本箱庭療法学会
日本応用心理学会	日本青年心理学会	日本学校メンタルヘルス学会	日本描画テスト・描画療法学会
日本カウンセリング学会	日本生理心理学会	日本芸術療法学会	日本ブリーフサイコセラピー学会
日本学生相談学会	日本動物心理学会	日本ゲシュタルト療法学会	日本遊劇療法学会
日本家族心理学会	日本特殊教育学会	日本コラーージュ療法学会	日本リハビリテーション心理学会
日本学校心理学会	日本乳幼児医学・心理学会	日本催眠医学心理学会	日本臨床心理士会
日本感情心理学会	日本人間性心理学会	日本産業カウンセリング学会	日本臨床動作学会
日本基礎心理学会	日本認知・行動療法学会	日本心理劇学会	日本ロールシャッハ学会
日本キャリア教育学会	日本認知心理学会	日本心理臨床学会	包括システムによる日本ロールシャッハ学会
日本教育心理学会	日本パーソナリティ心理学会	日本精神衛生学会	(25団体)
日本グループ・ダイナミクス学会	日本バイオフィードバック学会	推進協（医療心理国家資格制度推進協議会）	
日本K-ABC7テスト学会	日本箱庭療法学会	SST普及協会	日本精神科看護協会
日本健康心理学会	日本発達心理学会	国立精神医療施設長協議会	日本精神科病院協会
日本交通心理学会	日本犯罪心理学会	精神医学講座担当者会議	日本精神神経科診療所協会
日本行動科学学会	日本福祉心理学会	全国自治体病院協議会精神科特別部会	日本精神神経学会
日本行動分析学会	日本ブリーフサイコセラピー学会	全国保健・医療・福祉心理職能協会	日本精神保健福祉士協会
日本コミュニティ心理学会	日本マイクロカウンセリング学会	日本医師会	日本総合病院精神医学会
日本コラーージュ療法学会	日本遊劇療法学会	日本教育カウンセラー協会	日本認知・行動療法学会
日本催眠医学心理学会	日本リハビリテーション心理学会	日本健康心理学会	日本認知療法学会
日本産業カウンセリング学会	日本理論心理学会	日本作業療法士協会	日本病院地域精神医学会
日本質的心理学会	日本臨床心理学会	日本児童青年精神医学会	日本リハビリテーション医学会
日本社会心理学会	日本臨床動作学会	日本小児科学会	日本臨床心理学会
(50団体)		日本心身医学会	リハビリテーション心理職会
		日本心理学会	(25団体)

「三団体会談」では、「2資格1法案」の実現は困難な状況であり、新しい方向性（1資格1法案）を摸索せざるを得ないとの認識を共有した上で検討され、2010年8月8日の「三団体会談」で国家資格についての三団体共同見解(案)を作成しました。

三団体は、「心理職に国家資格を」と題する「三団体要望書」を2011年10月に作成し、関係各方面（議員、官公庁、マスコミ等）に配布し、ロビー活動が行われました。

「三団体要望書」の要望事項	
資格の名称	心理師(仮称)とし、名称独占とする。
資格の性格	医療・保健、福祉、教育・発達、司法・矯正、産業等の実践諸領域における汎用性のある資格とする。
業務の内容	① 心理的な支援を必要とする者とその関係者に対して、心理学の成果にもとづき、アセスメント、心理的支援、心理相談、心理療法、問題解決、地域支援等を行なう。 ② ①の内容に加え、国民の心理的健康の保持及び増進を目的とした予防並びに教育に関する業務を行なう。
他専門職との連携	業務を行うにあたっては、他専門職との連携をとり、特に医療提供施設においては医師の指示を受けるものとする。
受験資格	① 学部で心理学を修めて卒業し、大学院修士課程ないし大学院専門学位課程で業務内容に関わる心理学関連科目等を修め修了した者。 ② 学部で心理学を修めて卒業し、業務内容に関わる施設において数年間の実務経験をした者も受験できる。

6. 「公認心理師法案」の国会提出と廃案

2012年3月27日に三団体主催の心理職の国家資格化を目指す超党派の「院内集会」が衆議院第一議員会館内で開催され、6月14日に自由民主党の「心理職の国家資格化を推進する議員連盟」（会長：河村建夫議員）が、8月22日に民主党の「心理職の国家資格化を推進する民主党議員連盟」（共同代表：仙谷由人議員・高木義明議員）が、発足しました。

2012年12月16日に衆議院議員総選挙が行われ、心理職の国家資格化を公約とする自由民主党と公明党の連合政権がスタートしました。

2013年4月1日に心理職の国家資格化に係る「試験・登録機関」の指定を目的として、三団体関係者を中心に「一般財団法人 日本心理研修センター」が設立されました。

2014年5月22日に自由民主党の「心理職の国家資格化を推進する議員連盟」第5回総会で「公認心理師法案」（一資格一法案）が承認され、自由民主党の党内手続きを経て、6月11日に公認心理師法案に係る超党派の実務者会議が開催されました。各党からの異論がなかったことから、6月16日に超党派の議員立法として「公認心理師法案」が第186回通常国会に提出されました。6月18日に山下貴司議員による趣旨説明が衆議院文部科学委員会で行われましたが、国会の事情等で継続審議（衆議院での閉会中審査）となりました。

「公認心理師法案」は第187回臨時国会で審議され成立する予定でしたが、11月21日の衆議院解散に伴って、審議されずに廃案となりました。

7. 「公認心理師法案」の国会再提出と可決・成立

2015年7月8日に超党派の議員立法として「第189回通常国会」に「公認心理師法案」が再提出されました。文部科学委員長提出法案として衆議院本会議で9月3日に可決され、参議院本会議で9月9日に可決・成立しました。なお、「公認心理師法」は、一部の規定を除き、公布日（9月16日）から2年以内の政令で定める日に施行されます。

Ⅱ. 公認心理師法の概要

1. 公認心理師法の目的

近時における国民が抱える心の健康の問題を巡る状況に鑑み、心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、公認心理師の資格を定め、もって国民の心の健康の保持増進に寄与しようとするものです。

2. 公認心理師の定義・登録

公認心理師は公認心理師試験に合格し、公認心理師登録名簿に、氏名、生年月日その他文部科学省令及び厚生労働省令で定める事項を登録しなければ、公認心理師になることはできません。登録には、1件につき15,000円必要となります

公認心理師は、「公認心理師」の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、以下の①～④の行為を行うことを業としています。実務経験としては、省令で定める施設で、以下の①～③の行為の業務に従事した期間になります。

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

なお、以下の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、欠格事由として公認心理師になることはできません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) この法律の規定その他保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 公認心理師の登録を取り消され、取消日から2年を経過しない者

3. 公認心理師試験

公認心理師試験は、公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣（文部科学大臣及び厚生労働大臣）が一定の受験資格を有する者に対して毎年1回以上実施します。

(1) 受験資格

公認心理師試験の受験資格は、以下の1)～3)となります。

- 1) 大学(短期大学除く)において省令で定める心理学等に関する科目を修め卒業し、かつ、大学院において省令で定める心理学等の科目を修め、その課程を修了した者(準ずるものとして省令で定める者)
- 2) 大学において省令で定める心理学等に関する科目を修め卒業した者(準ずるものとして省令で定める者)で、卒業後省令で定める一定期間の実務経験を積んだ者
- 3) 主務大臣が1)及び2)に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

公認心理師法案に対する附帯決議では、受験資格について「1)の【大学卒業及び大学院課程修了者】を基本とし、2)及び3)の受験資格は1)の者と同等以上の知識・経験を有する者に与えられることとなるよう、2)の省令制定や3)の認定を適切に行うこと。」が決議されています。

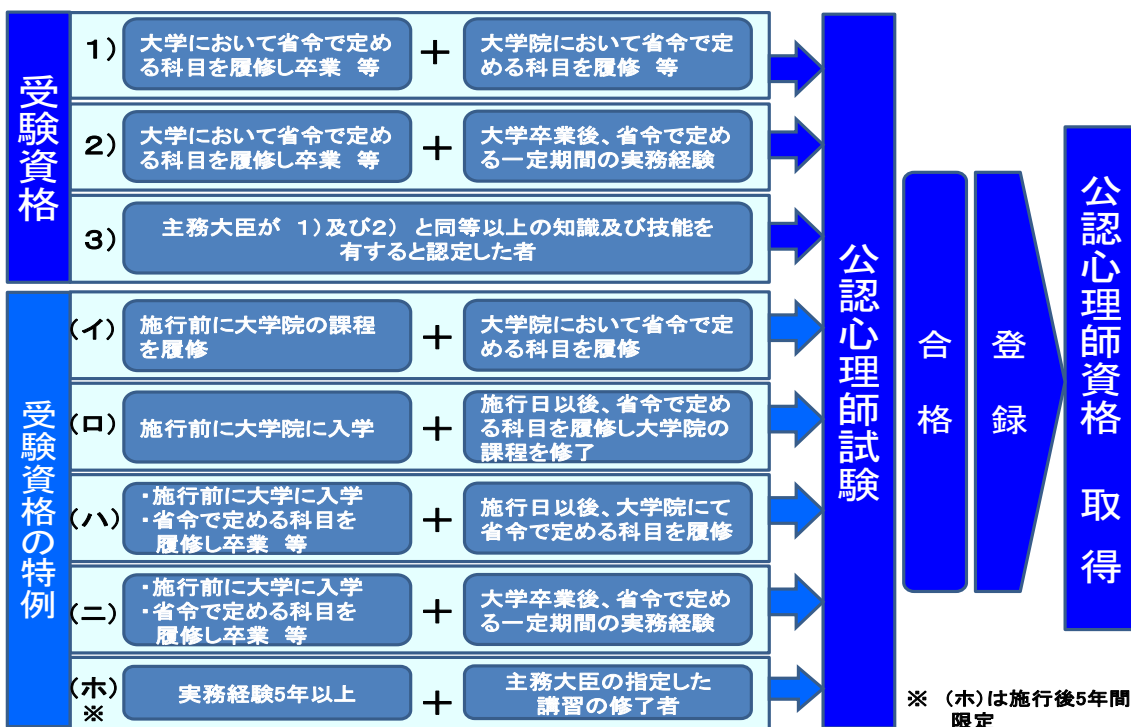
つまり、受験資格としては、1)の大学及び大学院で心理学等の定められた科目を履修した者が基本であり、2)は大学でカリキュラムに則って履修し一定期間の実務経験積んだ者、3)は外国で臨床心理学の大学等で勉強した者等が対象になると思われます。

(2) 受験資格の特例

公認心理師は、必ず試験を受けて合格することが必要であり、既存の心理職資格者等の受験資格等については、受験資格の特例として以下の(イ)～(ホ)が定められています。

- (イ) 公認心理師法施行前に大学院の課程を修了し、大学院において省令で定める心理学等に関する科目を履修した者
- (ロ) 公認心理師法施行前に大学院に入学した者で、施行日以後に省令で定める心理学等に関する科目を修め、その課程を修了した者
- (ハ) 公認心理師法施行前に大学へ入学し、かつ、省令で定める心理学等に関する科目を修め卒業した者(準ずるものとして省令で定める者)で、施行日以後に大学院において省令で定める心理学等に関する科目を修め、その課程を修了した者
- (ニ) 公認心理師法施行前に大学へ入学し、かつ、省令で定める心理学等に関する科目を修め卒業した者(準ずるものとして省令で定める者)で、卒業後省令で定める一定期間の実務経験を積んだ者
- (ホ) 5年以上の実務経験を有し、文部科学大臣・厚生労働大臣が指定した講習の修了者
※(ホ)は、公認心理師法施行後5年間に限る

なお、(ホ)の「5年以上の実務経験を有し、文部科学大臣・厚生労働大臣が指定した講習の修了者」については、公認心理師法の施行後5年間に限定されています。



4. 公認心理師の義務

1. 信用失墜行為の禁止
2. 秘密保持義務(違反者に罰則)
3. 公認心理師は、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならない。

公認心理師においては、信用を傷つけるような行為「信用失墜行為」を禁止し、正当な理由がなく、業務で知り得た秘密を漏らさない「秘密保持義務」が課されています。秘密保持義務違反には罰則として、1年以下の懲役または30万円以下の罰金が科されます。

また、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たなければなりません。

心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医がある時は、その指示を受けることが義務付けられています。この趣旨は、心理的状态が深刻で医学的治療を受けている要支援者に対して、公認心理師が精神科医等の治療の意思に反する支援行為を行うことによって要支援者の状態を悪化させることを避けようとするものです。

なお、スクールカウンセラーにおいて相談者が精神科を受診していることを申告したくない場合は、要支援者に対する主治医の有無の確認について、「……要支援者の意思に反して無理に主治医の有無を確認することを求めているものではないと考える。」(2015年9月8日：参議院文部科学委員会)と衆議院文部科学委員長代理の山下貴司議員が答弁されています。

5. 名称使用制限

公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用することができません。違反者には、30万円以下の罰金が科されます。

名称に「師」とあるのは、「士」のつく多くの民間資格をそのまま使えるようにするためです。

6. 公認心理師法の共管と施行期日

公認心理師法は、あらゆる領域(保健医療、福祉、教育その他)で心理支援を行うことができるように、文部科学省及び厚生労働省の共管の資格になっています。

公認心理師法は、公布日(2015年9月16日)から2年以内の政令で定める日から施行されますが、指定試験機関に係る規定については、公布日(2015年9月16日)から6月を超えない政令で定める日から施行されます。

以上